

中分類29—なめしかわ・同製品・毛皮製造業

総 説

この中分類には、なめしかわ製造業、毛皮製造業及び各種のなめしかわ製品、再生革製品を製造する事業所が分類される。かばん、袋物の製造は材料のいかんを問わず本分類に含まれる。なめしかわ製及び毛皮製衣服を製造する事業所は中分類21—衣服・その他の繊維製品製造業〔2159, 2141〕に、運動具及びがん具を製造する事業所は中分類39—その他の製造業〔393〕にそれぞれ分類される

小分類 細分類
番号 番号

291 なめしかわ製造業

2911 なめしかわ製造業

主として皮のなめし、調整、仕上げを行う事業所をいう。仕上げられた革に塗装その他の装飾を行う事業所も本分類に含まれる。

○皮なめし業；なめしかわ製造業；タンニンなめしかわ製造業；クロムなめしかわ製造業；水産革製造業；は虫類革製造業；皮さらし業；染革業；

×毛皮製造業〔2981〕

292 工業用革製品製造業（手袋を除く。）

2921 工業用革製品製造業（手袋を除く。）

主として工業用革製品を製造する事業所をいう。

主な製品は、ベルト、パッキン、紡織機用エプロンバンド、織機用ピッカーなどである。

ただし、主として工業用革手袋を製造する事業所は小分類295〔2951〕に分類される。

○革ベルト製造業；パッキン製造業（なめしかわ製）；ガスカート製造業（なめしかわ製）；紡績用エプロンバンド製造業；工業用革ベルト製造業；ローハイドビニオン製造業；自転車用サドル革製造業；チューブホース製造業（なめしかわ製）；オイルシール製造業（革製）；工業用ピッカー製造業

×革手袋製造業〔2951〕

中分類 29 - なめしかわ・同製品・毛皮製造業

293 革製履物用材料・同附属品製造業

2931 革製履物用材料・同附属品製造業

主として革製履物の底、かかと、その他の革製履物材料及びくつかわひも、その他の革製履物附属品を製造する事業所をいう。

○製か(靴)材料製造業(革製); くつ底製造業(革製); くつ革ひも製造業(完成したもの); 革製履物材料製造業; くつ中敷物製造業(革製)

294 革製履物製造業

2941 革製履物製造業

主として全部又は一部がなめしかわ製の長ぐつ、短ぐつ、サンダル、スリッパ、草履などの履物を製造する事業所をいう。

○革ぐつ製造業; サンダル製造業(革製); スリッパ製造業(革製); 草履製造業(革製)

×たび製造業〔2155〕; 地下たび製造業〔2821〕; くつ中敷物製造業(革製)〔2931〕; ゴム製履物製造業〔2821〕; プラスチック製履物製造業〔2822〕

295 革製手袋製造業

2951 革製手袋製造業

主として革製手袋を製造する事業所をいう。

合成皮革製の手袋を製造する事業所も本分類に含まれる。

○革手袋製造業; 手袋製造業(合成皮革製のもの); 工業用革手袋製造業

296 かばん製造業

2961 かばん製造業

主として材料のいかんを問わず、けい帯用かばんを製造する事業所をいう。

主な製品は、スーツケース、手提かばん、トランク、かかえかばん、ランドセル、肩掛かばん、書類入れ、スポーツ用バッグ、楽器用ケース、化粧用ケース、光学器具用ケース、けい帯ラジオ用ケースなどである。

○革製かばん製造業; 繊維製かばん製造業; 金属製トランク製造業; プラス

中分類29-なめしかわ・同製品・毛皮製造業

チック製かばん製造業（合成皮革を含む。）；バルカナイズドファイバー製トランク製造業

297 袋物製造業

2971 袋物製造業

主として材料のいかんを問わず、身の回り用袋物を製造する事業所をいう。

主な製品は、ハンドバッグ、名刺入れ、財布、札入れ、がまぐち、小物入れ、めがね入れ、たばこ入れ、くし入れ、定期入れなどである。

○革製袋物製造業；プラスチック製袋物製造業（合成皮革を含む。）；繊維製袋物製造業；紙・ストロー製袋物製造業；金属製袋物製造業；ビーズ・人造真珠製袋物製造業

298 毛皮製造業

2981 毛皮製造業

主として毛皮のなめし、調整、縫合、染色、仕上げなどを行う事業所をいう。

○毛皮製造業；毛皮縫製業；毛皮染色・仕上業

×毛皮製衣服・身の回り品製造業〔2141〕

299 その他のなめしかわ製品製造業

2991 馬具・むち製造業

主として馬具、ばん具、むち、その他の類似製品を製造する事業所をいう。

○馬具製造業（革及び類似品のもの）；ばん具製造業（革及び類似品のもの）；むち製造業（革製のもの）

2999 他に分類されないなめしかわ製品製造業

主として他に分類されないなめしかわ製品を製造する事業所をい

中分類 29 - なめしかわ・同製品・毛皮製造業

う。

ただし、なめしかわ製の衣服あるいはなめしかわ裏地の衣服を製造する事業所は中分類 21〔2159〕に分類される。

○室内用革製品製造業；吊革製造業；腕時計革バンド製造業；くび輪製造業（革製）；服装用革ベルト製造業；革製肩帯製造業；帽子つば革製造業；革と製造業；カットガット製造業；ケン（すじ）製造業；革クッション製造業；革まくら製造業

×なめしかわ製衣服製造業〔2159〕；なめしかわ製運動用具製造業〔3934〕；自転車用サドル革製造業〔2921〕